

四日市市
都市計画マスタープラン
全体構想

令和8年3月
四日市市

目 次

はじめに	1
1. 四日市市都市計画マスタープランの役割と構成	2
(1) 都市計画マスタープランとは	
(2) 都市計画マスタープランの位置づけ	
(3) 都市計画マスタープランの構成	
2. 策定の背景	4
3. まちづくりの基本的な考え方	5
(1) 生活者の視点に立つまちづくり	
(2) 既成市街地等の再整備と有効活用	
(3) 誰もが移動しやすい交通環境づくり	
(4) 自然環境の保全と創出	
(5) 安全・安心なまちづくり	
(6) 市民と市の協働によるまちづくり	
4. 土地利用の基本方針	8
(1) 全体的な方向	
(2) 市街化区域の土地利用	
(3) 市街化調整区域の土地利用	
(4) 用途別の土地利用	
5. 都市基盤施設整備の基本方針	17
(1) 交通施設	
(2) 排水処理施設	
(3) 都市の運営に必要な都市施設	
6. 自然や緑の保全・創出の基本方針	19
(1) 樹林地、農地、水辺空間等の保全	
(2) 市街地における緑の保全と創出	
7. 安全・安心なまちづくりの基本方針	20
(1) 災害リスクを踏まえたまちづくり	
(2) まちの耐震化・不燃化	
(3) 浸水対応力の向上	
(4) 災害時の安全性の向上	
8. 都市計画マスタープランの実現に向けて	21
(1) 市民と市の協働によるまちづくり	
(2) 効果的・効率的な投資によるまちづくり	
(3) 既存ストックの維持・更新	
(4) 広域的な取組	
(5) まちの未来に向けて	
9. 土地利用方針図	23
10. 将来都市構造図	24
用語集	25

はじめに

「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」は、本格的な人口減少・高齢社会の到来や地球規模での環境問題が大きな課題となる中、平成14年7月に策定しました。

その後、市民のみなさんと共にまちづくり（都市計画）を進めるために、平成20年1月には「都市計画まちづくり条例」を施行し、都市計画マスタープランに基づく土地利用を進めてきました。

また、当初策定時には、余剰地が多く残されていた内陸部の産業用地への企業立地が進み、新たな産業活動に供する産業用地が不足してきたことから、平成20年3月には、自然環境と調和した計画的な産業立地を誘導する目的で都市計画マスタープラン全体構想の一部変更を行いました。

さらに、平成23年7月には、平成22年度に改定された総合計画の各分野の基本目標などを踏まえ、四日市市都市計画マスタープラン全体構想についても見直しを行いました。

その後、令和2年度を初年度とする総合計画が策定され、令和6年度に都市を取り巻く状況の変化等を踏まえた基本計画の中間見直しが行われたことから、土地利用や都市基盤施設整備等の基本方針を示す都市計画マスタープラン全体構想についても必要な見直しを行います。

また、近年、激甚・頻発化する自然災害や切迫する地震災害への対応の重要度が高まっていることから、あわせて、安全・安心なまちづくりの観点を新たに位置付けます。

なお、今後も社会情勢などの変化等への対応として、都市計画マスタープラン全体構想の見直しが必要となった場合には、適切に見直しを行います。